平成２３年（フ）第２６６号
愛媛県松山市粟井河原245番地13
債務者　渡部真理子
1　決定年月日時　平成23年７月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
松山地方裁判所

平成２３年（フ）第６６号
愛媛県新居浜市中村４丁目７番５号
債務者　兵頭　和憲
1　決定年月日時　平成23年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２３年（フ）第８１号
愛媛県新居浜市坂井町３丁目７番55号、前住所愛媛県新居浜市船木甲4656番地の１
債務者　青山　正史
1　決定年月日時　平成23年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２３年（フ）第１７０号
福岡県久留米市城島町西青木494番地８
債務者　池松　巧実
1　決定年月日時　平成23年７月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第１８３号
福岡県久留米市北野町千代島875番地17
債務者　松崎　律子
1　決定年月日時　平成23年７月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第３５号
福岡県八女市室岡1255番地25
債務者　栗原　賢一
1　決定年月日時　平成23年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２３年（フ）第２４号
宮崎県日南市大字宮浦548番地７
債務者　渡邊　　悟
1　決定年月日時　平成23年７月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２３年（フ）第１９号
鹿児島県南さつま市加世田本町32番地３
債務者　伊東　時義
1　決定年月日時　平成23年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２３年（フ）第２５７号
沖縄県那覇市首里山川町３丁目70番地２
債務者　山川　信子
1　決定年月日時　平成23年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第２４６号
秋田県南秋田郡井川町坂本字三嶽下24番地41
債務者　鎌田　　悟
1　決定年月日時　平成23年７月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２５７号
秋田市泉中央５丁目２番１号　木内ビル201号
債務者　高橋　高子（旧姓柳田）
1　決定年月日時　平成23年７月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第６７号
茨城県神栖市知手中央６丁目７番11号
債務者　渋谷　英男
1　決定年月日時　平成23年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２３年（フ）第４２号
山梨県富士吉田市上吉田842番地の12
債務者　菅原　秀樹
1　決定年月日時　平成23年７月13日午前９時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２３年（フ）第４３号
山梨県富士吉田市上吉田842番地の12
債務者　菅原　千秋
1　決定年月日時　平成23年７月13日午前９時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２３年（フ）第２１号
兵庫県たつの市揖保川町神戸北山102番地１、前住所兵庫県姫路市勝原区山戸22番地２　マイオールＹＡＭＡＴＯ　Ａ―202号
債務者　村田　耕輔
1　決定年月日時　平成23年７月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２３年（フ）第３３号
兵庫県たつの市神岡町田中143番地２、前住所兵庫県姫路市飾磨区今在家３丁目16番地２
債務者　村上　一臣
1　決定年月日時　平成23年７月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２３年（フ）第３４号
兵庫県たつの市神岡町田中143番地２
債務者　村上　壽子
1　決定年月日時　平成23年７月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２３年（フ）第３５号
兵庫県揖保郡太子町立岡265番地
債務者　赤松　信治
1　決定年月日時　平成23年７月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
神戸地方裁判所龍野支部